

# 就労支援

## 職業紹介 **身** **知** **精**

鶴岡公共職業安定所（ハローワーク）では、専門の担当官、障害者職業相談員が職業相談、職業紹介及び就職後の定着指導等一貫したサービスを行っています。

また、山形県障害者雇用促進協会との共催で「障害者の集団面接講習会」等を開催しています。

### 就労支援関係機関等一覧

名称	住所	電話	FAX
鶴岡公共職業安定所 (ハローワーク)	鶴岡市道形町1-13	25-2501	25-2504
山形高齢・ 障害者雇用支援センター	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567	023-633-3975
山形障害者職業センター	山形市小白川町2丁目3-68	023-624-2102	023-624-2179
山形職業訓練支援センター 職業能力開発促進センター	山形市漆山1954	023-686-2225	
山形県職業能力開発協会	山形市松栄2丁目2番1号 県立山形職業能力開発専門校	023-644-8562	023-644-2865
山形職業能力開発専門校	山形市松栄2丁目2番1号	023-644-9227	023-644-6850
庄内障害者就業・ 生活支援センター(かでの)	酒田市北新橋1丁目1-18	0234-24-1236	0234-43-0511

## 自立支援給付による就労支援 **身** **知** **精**

### 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(利用期間：2年)

対象者 企業等への就労を希望する者など

### 就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。(利用期間：制限なし)

対象者

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

## 就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(利用期間：制限なし)

対象者

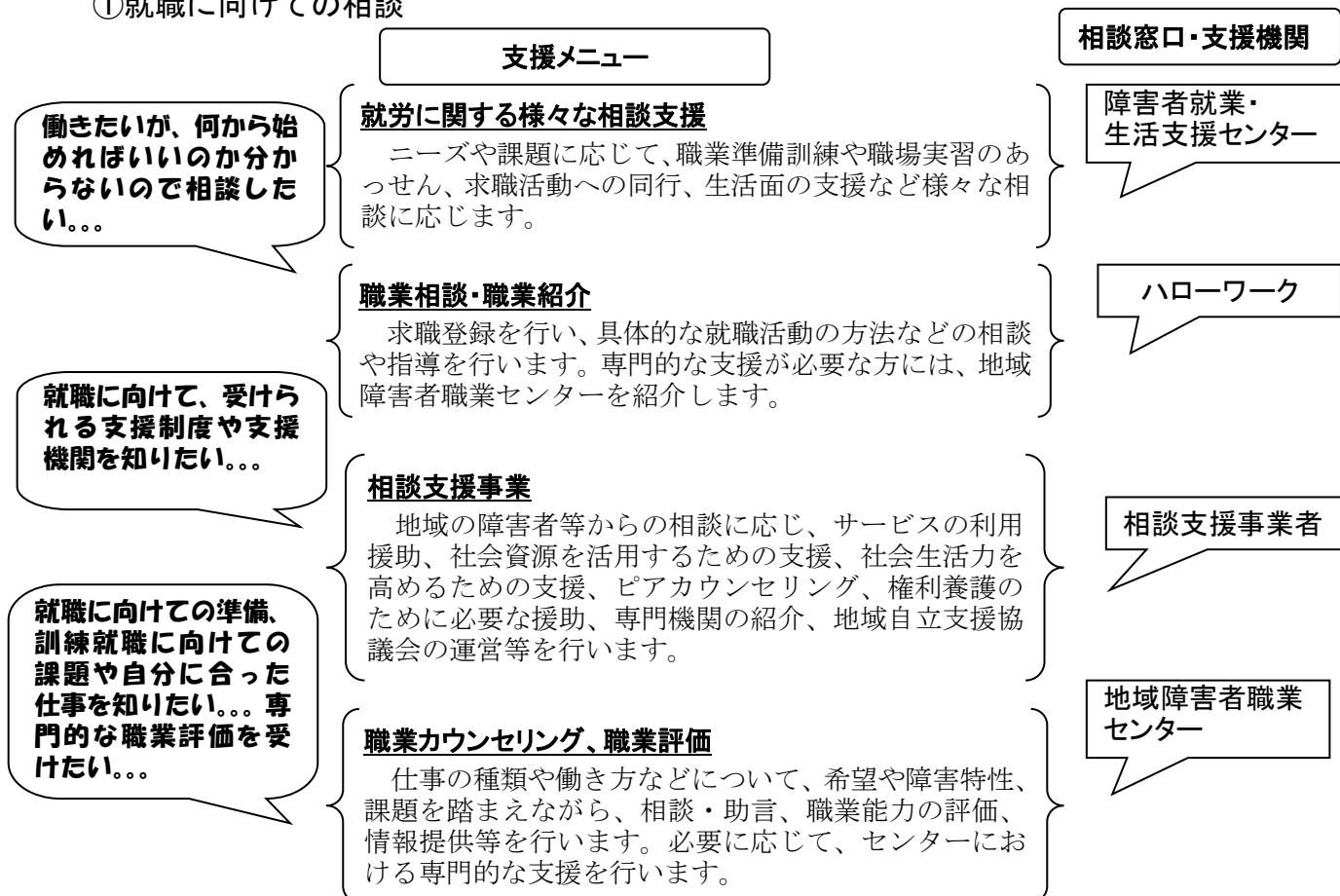
- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

## 障害者の就労支援のためのメニュー一覧

障害者の雇用を促進することを目的として、厚生労働省、高齢・障害者雇用支援機構等では、様々な援助制度を設けています。

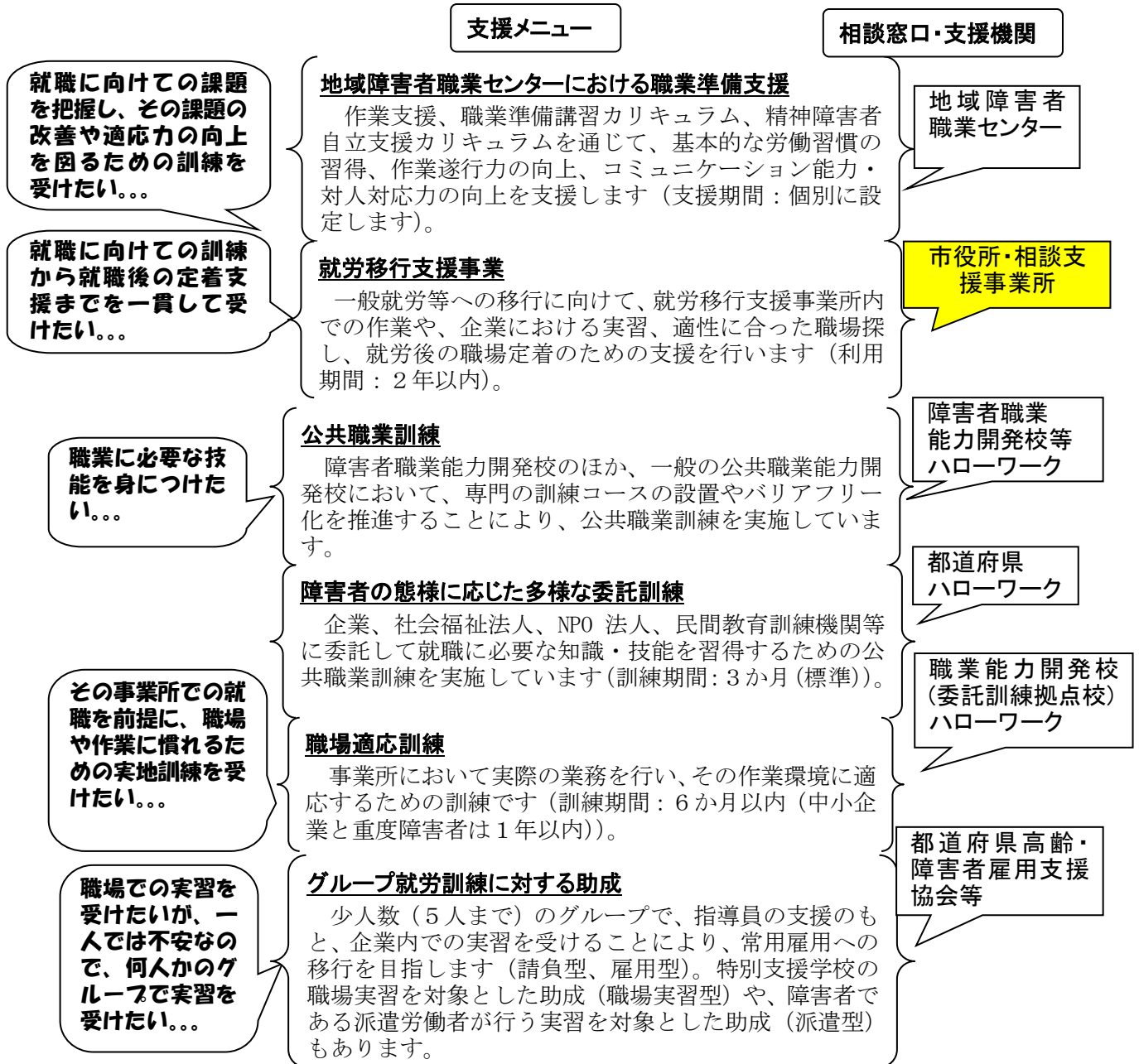
以下のメニュー一覧は、基本的には就労を希望する障害者の方が、ニーズや場面に沿って参照しやすい形にまとめたものですが、これらのメニューのうち◆印のものは、事業主の方も支援を受けることができるメニュー、又は、事業主の方対象のメニューです。

### ①就職に向けての相談

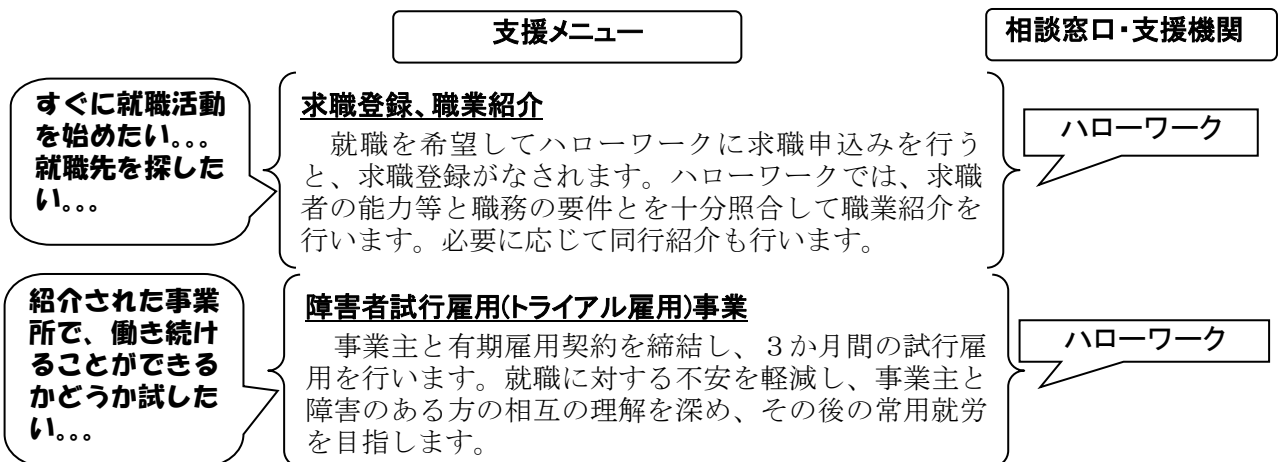


出典・・・厚生労働省ホームページ「障害者の就労支援のためのメニュー一覧」より

## ②就職に向けての準備、訓練



## ③就職活動、雇用前・定着支援



出典・・・厚生労働省ホームページ「障害者の就労支援のためのメニュー一覧」より

支援メニュー

相談窓口・支援機関

職場に適應できるか不安なので、専門的な支援を受けながら就労したい。。仕事や職場でのコミュニケーションがうまくいかないので、ジョブコーチの支援を受けたい。。

**職場適應援助者(ジョブコーチ)支援事業 ◆**

事業所にジョブコーチを派遣し、障害のある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します(ジョブコーチは、地域障害者職業センターのほかに、就労支援を行う社会福祉法人等にも配置されています)。

地域障害者職業センター  
社会福祉法人等

職場での様々な悩みについて相談したい。。職場での生活だけでなく、日常生活面での相談をしたい。。

**就業面と生活面の一体的な支援 ◆**

障害者就業・生活支援センターの窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。

障害者就業・生活支援センター

在職中に受障し障害者となった。この職場で働き続けたいのだが、どうすればよいのか。。

**継続雇用の支援 ◆**

在職中に障害を受障した方が慣れた職場での雇用を継続できるよう、種々の支援策を活用し、また、地域の関係機関と連携して、障害者と事業主に対する支援を行います。

ハローワーク

うつ病等により休職しているが、もとの職場へ復帰するために、専門的な支援を受けたい。。

**精神障害者の職場復帰支援(リワーク支援) ◆**

主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの建て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ、職場の受入体制の整備等の支援を行います。

地域障害者職業センター

精神障害者なので、無理のない短時間の労働時間から初めて、職場で働き続けられるかどうか、じっくりと試したい。。

**精神障害者ステップアップ雇用 ◆**

求職精神障害者が事業主と有期雇用契約を締結し、短時間就労(週10時間以上)から始め、一定の期間(6か月以上12か月以内)をかけて就職に対する不安を軽減し、事業主と精神障害のある方の相互の理解を深めながら、就業時間を延長し、その後の常用就労を目指します。複数の精神障害者がグループで利用することもできます。

ハローワーク

④ 離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援

支援メニュー

相談窓口・支援機関

今の職場での仕事になじめないので転職したい。。

**職業相談、職業紹介、雇用保険の給付**

転職を希望してハローワークに求職申込みを行うと、求職登録されます。希望に応じて、職業紹介を行います。また、失業した場合、失業認定の手続き等を行い、雇用保険による基本手当等が給付されます。

ハローワーク

仕事を辞めてしまったが、再就職したい。。

再就職を目指す場合、「①就職に向けての相談」「②就職に向けての準備、訓練」のメニューが利用できます。

企業で働いていたが解雇された。。就職したくて就労移行支援事業を利用したが、一般就労は難しかった。。体力面等の問題で働き続けることが難しくなった。。

**就労継続支援事業(A型)**

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。

市役所・相談支援事業所

**就労継続支援事業(B型)**

就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、移行に向けた支援を行います。